明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等）

第百三十七条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（介護医療院の開設許可の申請等）

第百三十八条　（略）

2　（略）

3　法第百七条第二項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けようとする者は、変更しようとする事項その他の必要な事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4・5　（略）

6　法第百九条第一項又は第二項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けようとする者は、当該承認に係る施設の名称その他の必要な事項を記載した申請書又は書類を、当該承認に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7　法第百十二条第一項第四号の介護医療院の広告に係る都道府県知事の許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告の内容及び方法その他の必要な事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

8　前各項（第二項及び第五項を除く。）に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等）

第百四十条の二の二　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の四　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護予防訪問看護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の五　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請）

第百四十条の六　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護予防居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請）

第百四十条の七　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等）

第百三十七条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（介護医療院の開設許可の申請等）

第百三十八条　（略）

2　（略）

（新設）

3・4　（略）

（新設）

（介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等）

第百四十条の二の二　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の四　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定介護予防訪問看護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の五　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請）

第百四十条の六　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定介護予防居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請）

第百四十条の七　（略）

2～4　（略）

（新設）